

論文の内容の要旨

論文題目 保険金の詐欺的請求の規律に関する比較法的考察
氏名 王 学士

近年、日本では保険契約に基づく詐欺的な保険金請求が増加しており、如何なる詐欺防止対策をとるべきかが課題となっている。私法上は、詐欺請求に対しては保険者の保険給付義務を免責とすることが効果的な対策となる。本論文は、比較法的視点から、詐欺請求の法的効果、特に不実申告ないし詐欺請求による保険者の給付免責の可否を明らかにするとともに、詐欺請求による保険者の解除権の行使や給付免責の適切性を確保するために、詐欺請求の意義・判断基準とはどのようなものであるかを検討する。比較法の対象としては、詐欺請求が大きな社会的問題となり、詐欺請求撲滅の見地から一層の規制の強化が要請されていることは共通し、これに対する対策が重要な問題となっている英国、米国およびオーストラリアという英米法圏の3カ国を取り上げる。本論文の考察課題は、英国および米国についてはいくつかの先行研究においても、ある程度、検討されてきたが、本論文は、いまだ取り上げられていない部分も最新の状況まで包括的に取り上げ、それにとどまらず、オーストラリアの独自の取組みについても取り上げる。

第一編第二章「わが国における保険金の詐欺的請求に関する規律の現状と問題点」では、詐欺請求の法的効果および詐欺請求の意義・判断基準が争われた重大事由解除における詐欺請求の規律および損害の不実申告における詐欺請求による保険者の免責に関する規律をめぐる裁判例・学説において現れてきた問題点を明らかにした。

詐欺請求の法的効果については、保険法の制定により、重大事由解除権の規定が新設され、詐欺請求も解除事由とされたが、この規定が片面的強行規定とされたこととの関係で、従前約款に置かれていた損害の不実申告免責条項による保険者の給付免責が認められないという解釈が立案担当者によりとられたため、詐欺請求対策としての給付免責が認められなくなっており、このことについては学説からの強い批判があるが、いまだ問題は解決されていないことを確認した。

詐欺請求の意義について見ると、重大事由解除権における詐欺（請求）の概念は、刑事法上の詐欺罪の構成要件と同意義のものとして理解すべきか、緩やかな判断基準をとるべきかという2つ方向があることを確認した。また、不実申告ないし詐欺請求による保険者の給付免責の可否の判断において、判例は、請求者の保険事故招致についての故意の認定のための諸事情として考慮されているに過ぎない事例が多いように見られる一方で、不実申告ないし詐欺請求が問題となった事例もあり、さらにその行為態様によっていくつかの類型に分けることができ、その類型ごとにそれに相応しい規律のあり方に関する議論が必要であるが、この点については従来ほとんど研究されていないことを確認した。

第二編第一章「英国法」では、詐欺請求の効果に関する私法的規律については、約款上の詐欺請求条項による保険者の給付免責のほか、約款の規定がなくとも、公序に由来するコモン・ローの原則に基づく保険金の給付請求権自体の失効法理も適用されてきた。一方、効果が遡及的な保険契約の取消しとされている最大善意の原則が、詐欺請求にも適用されるかという問題が残っていたが、2015年保険法は、詐欺行為に関する適法な部分を含むすべての請求権は失効し、保険者による通知をもって、詐欺行為を行った時点に遡ってのみ契約終了の効力が生じるものとされたことを明らかにした。

詐欺請求の意義については、過大請求と「詐欺的手段」の利用という類型に分けて論じられている。過大請求について、判例は、水増し請求の部分が些細で無視できる範囲を超えると、水増しをした部分のみではなく、真実に発生した損害部分をも含めて保険者の給付全部免責を認めているが、如何なる程度の過大請求が詐欺的な過大請求と認められるかに関しては、「デ・ミニミス」ルールとよばれる客観的な「量的」基準により、「実質性」の要件が満たされると詐欺請求として判断され保険者の給付免責が認められてきていることを明らかにした。

また、請求内容自体は真正であったが、その事故報告の過程で適法な請求を支持するために虚偽の申告を伴った「詐欺的手段」とよばれる類型についても、詐欺請求として保険者の給付免責が判例上認められてきたが、2016年のThe DC Merwestone事件の最高裁判決は、給付免責の要件として「重要性」の基準を設けて、詐欺請求として給付免責が認められる要件を限定的に解釈し、「詐欺的手段」の利用に対する扱いと詐欺的な過大請求のような不正請求を区別するように求めている。

以上のほか、金融オンブズマンにより寄せられた相談事例において示された詐欺請求の判断基準から見て、その不正請求に対する緩やかな判断構造は英国法における詐欺請求による保険者の給付免責のアプローチを変更するに至っていないことを指摘した。

第二章「米国」では、約款において、詐欺請求により重要な事実について不実申告をしたならば保険者が免責か契約の取消し・無効とされる虚偽宣誓条項（宣誓供述書を含む）を置くことな

どの私法的な規律と、保険金の詐欺請求を特別の犯罪行為として位置づけ、また詐欺請求行為取締を定める州法等の両輪が詐欺請求対策として機能していることを明らかにした。不実申告により過大な保険金を請求する場合に詐欺請求と評価して全部免責を認め、詐欺請求に対して厳しく臨む傾向があると同時に、詐欺請求を広く認めすぎると過酷な制裁的效果になることから、虚偽宣誓条項の効力の発動要件を制限する anti-technicality 法とよばれる立法をしている州もあることを示した。

これに対して、取締法上、詐欺請求についてのモデル法や州刑法上の制裁を通じて、刑事法的制裁も強化され、抑止力強化措置を講じられていることを明らかにした。

第三章「オーストラリア法」では、英国、米国と同様に、詐欺請求に対する約款条項が存在する場合には、それに従うのが原則であって、約款条項がなくとも、契約締結後においても保険契約の善意契約性は維持されなければならない、保険加入者による詐欺請求が行われたときには、最大善意の原則やコモン・ローの原則に従って、詐欺請求による給付免責が認められることを明らかにした。ただし、英国および米国の規律とは違って、オーストラリアにおいては、約款上の、保険金請求の過程上詐欺請求がある場合に給付請求権の否認や給付免責などという効果は発生するが、1984年保険契約法 56条(2)項で、些細なまたは重要でない過大申告をする場合は、裁判所は裁量権をもって保険者の給付一部免責の判断をすることができるという点が特徴的であるが、裁判所の命令権は裁量の余地が非常に広く、詐欺請求を抑止する機能が働かないと評価されていることなどを示した。

また、「詐欺的手段」の利用に係る規律について、英国のアプローチとは違って、今日ではその適用を厳格に禁止する見解は見られず、「詐欺的手段」の利用と詐欺的な過大請求との区別をせずに保険者の免責を認めていた判例が複数あることを示した。

第三編「総括」においては、第二編の比較法研究から得られる示唆に基づいて、本論文の2つの課題についての若干の提言をした。

詐欺請求に対する法的効果については、立案担当者などによる不実申告免責は保険法の下では無効であるという法解釈は比較法的観点からも不適切であり、保険金の詐欺請求が社会問題化しているという実情に鑑み、全部免責を認めるべきであるという結論を導いた。給付免責を認めるための法律構成については、英国法における最大善意の原則や、「公序」に基づくコモン・ローの原則における詐欺請求による給付請求権の失効という保険者の給付免責が認められる判例法理・法解釈を参照して、信義則や権利濫用などに基づく請求者の保険給付請求権の失効という解釈論として保険者の給付免責を認めるべきであると主張した。

詐欺請求の意義・判断基準については、英国、米国およびオーストラリアでは、給付免責・保険契約の解除の効果を認めるための判断基準には違いが存在するものの、過大請求と「詐欺的手段」による請求というわが国では議論されていない類型があり、日本でももう一步進んで詐欺請求の態様を細かく別けて議論する必要があるという提言をした。特に、3カ国で参考となるのは、英国の「実質性」の要件、米国の「重要性」の要件などが満たされる場合には、詐取の意図という主観的要件について、推認によって、詐取目的をもっていた詐欺請求であったとして、保険者の給付全部免責が認められていることが参考となる。そこからは、日本の従来の議論のように詐取目的の意義を論じる際に非常に限定的なものと解すると詐欺請求対策として不十分なものに

なることを明らかにした。また、悪質な保険金の詐欺的請求を抑制する「公序」の側面では、特に重要な対策手段となる、「詐欺的手段」の利用に係る規律をわが国の事案にも当てはめるとするとどのようなようになるのであろうかという評価につき若干の考察を試みた。